

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 5 日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様
指定児童発達支援事業所 管理者 様

西宮市法人指導課長

春休み期間中の放課後等デイサービス事業所等の対応について（通知）

春休み期間中の放課後等デイサービス事業所等の対応について、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その6）」（令和2年3月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により示されました。

つきましては、本市においても、春休み期間中、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の取扱いについて（通知）」（令和2年3月3日西宮市法人指導課事務連絡、同年3月6日追記、以降、「西宮市通知」）を引き続き適用することとします。

なお、西宮市通知発出後、厚生労働省より「放課後等デイサービスQ&A（2020年3月3日版）、（2020年3月24日版）」が発出されたことを受け、西宮市通知を追記し、次のとおりとします。

記

1. 対象サービス

放課後等デイサービス、児童発達支援

2. 開所について

感染の予防に留意した上で、原則として開所をお願いします。開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。

また、従業員の確保が困難なため、開所時間を一時的に運営規程上定める時間と異なる時間とする場合、受入障害児の保護者に十分説明の上変更しても差し支えありません。（市への変更の届出についても不要です。）

なお、学校の臨時休業等により人員の確保が困難であって、事業所の開所時間を短縮する場合、開所時間減算の対象外とします。ただし、従前より開所時間減算を適用している事業所については、引き続き適用対象とします。

3. 定員超過及び人員基準について

利用者の処遇について十分に配慮することを前提に、定員超過減算及び人員基準欠如減算は適用しない取扱いとします。

なお、定員超過による受入及び人員基準を満たさず受入を行った場合には、その理由を記録してください。

4. 従業者の出勤について

事業所は、以下に該当する事例については従業者の出勤を行わないよう留意してください。なお、この通知における「発熱」とは、 37.5°C 以上の発熱を目安とします。

- ①従業者に発熱が認められる場合
- ②従業者について過去に発熱が認められる場合について、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでの期間

5. 障害児の受け入れについて

事業所は、以下に該当する事例については利用を断る取扱いとします。

- ①本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合
- ②本人について過去に発熱が認められる場合について、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでの期間

6. 障害児が新型コロナウイルスに感染することをおそれ事業所を欠席した場合について

標記の場合について、対象事業所の職員が障害児の居宅等において、健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供（例：自宅で問題が生じていないかどうかの確認、児童の健康管理、普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施、今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート）を行った場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とします。

また、音声電話、skype、その他の方法で障害児の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合についても、特例的に報酬の対象とします。

上記支援を行う場合、利用者負担に関するトラブル防止のため、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得てください。また、障害児が欠席した理由及び職員が障害児の居宅等において支援した内容を記録してください。

ただし、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

7. 保護者からの利用希望の問い合わせに対して受入が困難な場合について（放課後等デイサービスに限る）

保護者に対し、利用調整を行っている相談支援事業所又は各市町障害福祉担当課（西宮市については生活支援課）に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えるようご案内

ください。

8. 本通知の適用期間について

令和2年3月26日（木）～令和2年4月6日（月）

以 上

問い合わせ先 西宮市法人指導課 電 話：0798-35-3423 E-mail：hojin@nishi.or.jp
--